

特別養護老人ホーム「やすらぎの里」建設設計業務に係る公募型プロポーザル
評価・選定基準

I 評価・選定方法

評価は1次審査及び2次審査で行う。

1次審査では技術力を評価し、上位5位までをプロポーザル提案者として選定する。

2次審査では技術力及び技術提案等を評価し、審議の上、設計候補者及び次点候補者を選定する。

II 1次審査（プロポーザル提案者の選定）

1 評価方法

設計者及び設計事務所の技術力を評価する。

2 評価項目及び配点

評価項目			配点		
評価基準			内訳		
(1) 資格 <設計者>	専門分野の技術資格			21点 (21%)	
		構造	7		
		電気	7		
		機械	7		
(2) 技術力 <設計者>	同種業務・同類業務の実績			60点 (60%)	
	主任担当技術者	管理技術者			18
		総合	15		
		構造	9		
		電気	9		
機械	9				
(3) 技術力 <事務所>	同種業務・同類業務の実績			19点 (19%)	
合計点			100点 (100%)		

(1) 資格<設計者>の評価点

専門分野の技術資格を次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \Sigma (\text{各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \Sigma (\text{配点} \times \text{資格係数} \times \text{兼務係数}) \end{aligned}$$

資格係数

分担業務分野	業務内容	評価対象技術資格	資格係数
構造	H31国土交通省告示98号別添一第1項第1号及び第2号で示される設計の種類における「構造」	構造一級建築士	1.0
		一級建築士	0.5
		二級建築士	0.2
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	設備設計一級建築士、技術士、建築設備士、一級建築士	1.0
		一級電気工事施工管理技士	0.5
		二級電気工事施工管理技士、その他	0.2
機械	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」にかかるもの	設備設計一級建築士、技術士、建築設備士、一級建築士	1.0
		一級管工事施工管理技士	0.5
		二級管工事施工管理技士	0.2

兼務係数：それぞれの分担業務分野で兼務をしない場合は1.0、構造分野を兼務した場合は0.8、電気と機械分野で兼務した場合は、係数の低い一方を0.8とする。

(2) 技術力<設計者>の評価点

同種業務・類似業務の実績を次式によって算定する。

$$\text{評価点} = \Sigma (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点})$$

$$= \Sigma (\text{配点} \times \text{設計者係数})$$

$$\text{設計者係数} = \text{㉑ 業務係数} \times \text{㉒ 立場係数}$$

㉑ 業務係数

ランク	老人福祉施設の実績		業務係数
	業務内容	規模（床面積）	
I	老人福祉施設であって入所施設又は通所施設	3,000㎡以上	1.0
II		2,000㎡以上	0.8
III		1,000㎡以上	0.5
IV	I～III以外		0.0

※上記の用途及び規模を満たす新築・増築・改築の基本・実施設計で平成20年4月1日以降に完了し、成果物の引渡が完了した業務

※当該用途に供する部分とその他の用途の複合施設の場合は、当該用途に供する部分

の床面積を対象とし、共用部分は面積按分により計上することとします。

⑥ 立場係数

	過去の実績での立場		
	管理技術者	主任担当技術者	担当技術者
管理技術者の実績評価	1.0	0.8	0.5
主任担当技術者の実績評価	1.0	1.0	0.8

※当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※照査技術者の立場は、評価の対象とならない。

(3) 技術力<事務所>の評価点

同種業務・類似業務の実績を次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{配点} \times \text{事務所実績係数} \\ \text{事務所実績} &= \text{上記(2)の⑥業務係数に同じ} \end{aligned}$$

3 プロポーザル提案者の選定

2によって評価した合計点の高い者から順位付けを行い、上位5位までをプロポーザル提案者として選定する。

※同点の場合は、(2)技術力<設計者>の評価点のうち、各主任担当技術者の合計評価点の高い参加申込者を上位とします。それでもなお同点の場合は、事務所の同種・同類業務の実績で対象床面積の大きい参加申込者を上位とします。

III 2次審査（設計候補者等の選定）

1 評価方法

技術提案等の内容はコンセプト、業務実施方針及び評価テーマとする。

提案内容を直接確認するため、プレゼンテーションを実施する。

技術力（1次審査での評価）及び技術提案等を評価する。

評価・順位を基に審議の上、設計候補者及び次点候補者を選定する。

2 評価項目及び配点

区分	評価項目		配点	
	判断基準		内訳	
1次審査評合計点 × 0.2			20点 (20%)	
業務実施 方針及び 手法	業務の理解度及び取組意欲		10	10点 (10%)
	業務内容、業務背景、手続きの理解及び積極性			
業務の実施方針				

	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価	20	20点 (20%)
	評価テーマに対する技術提案		
	課題 1 課題 2 課題 3 課題 4 課題 5	課題 1～課題 4の中から選択された2つ及び課題 5（計3つを評価する。） 各テーマについて、その的確性（他の条件との整合性等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等）を総合的に評価する。	20 ・ 20 10 50点 (50%)
小計			80点 (80%)
	合計 (総合評価点)		100点 (100%)

(1) 総合評価点

各項目について各審査委員が5段階（評価の高い順に5～1）に評価し、次式により総合評価点を算定する。

委員ごとの総合評価点 = 1次審査評価合計点 × 0.2 + Σ（各項目の評価 ÷ 5 × 配点）

(2) 順位点

総合評価点の高い者から次表のとおり委員ごとに総合評価点を付け、順位点を算定する。

総合評価点順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
順位点	5点	4点	3点	2点	1点	0点

3 設計候補者、次点設計候補者の選定

- ① 総合評価点順位の1位取得数がより多い提案者を上位として順位付けを行う。
 - ② 1位取得数が同じ提案者が複数いる場合は、各委員の順位点の合計がより高い提案者を上位とする。
 - ③ 順位点の合計も同じ場合は、上位順位獲得数がより多い提案者を上位とする。
 - ④ ②、③も同じ場合は、総合評価点の合計がより高い提案者を上位とする。
- ①～④までの順位を基に委員で審議の上、設計候補者及び次点設計候補者を選定する。